

東村山三田会会則

(名称)

第1条 本会は、東村山三田会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦・交流を深めるとともに、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、いかなる理由があろうとも、特定の個人・法人または団体の利益を目的とした事業に関与することはしない。

2. 本会は、本会および会員は、これを特定の政党・政治および宗教のために利用してはならない。

(事務所)

第4条 本会は、東村山市内に事務所を置く。

(慶應連合三田会との関係)

第5条 本会は、慶應連合三田会の会員として登録し、その事業に協力するものとする。

(会員)

第6条 本会の会員は、次に定める者とする。

東村山市市内又はその近隣に在住又は在勤する慶應義塾塾員・本会役員会で承認された慶應義塾卒業生及び本会役員会で承認された旧共立薬科大学卒業生とする。

(役員等)

第7条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 3名以内

幹事長 1名 会計 1名

役員 5名以内

2. 本会に、監査員1名を置く。

3. 役員と監査員は兼任することはできない。

(役員等の選任)

第8条 役員および監査員（以下「役員等」という）は、総会で選任する。

但し、任期中の役員等の退任により重大な支障が生じる場合、役員会の決議により役員等の選任ができる。この場合、任期は当該役員等の任期迄とし、選任後最初に開催される総会でその旨報告しなければならない。

2. 役員等の候補者の自薦或いは他薦については、役員等の選任が行われる年度の総会月の6か月前迄に幹事長にその旨を申し出なければならない。

(役員等の任期)

第9条 役員等の任期は2年間とする。但し、再任はさまたげない。

なお、総会の承認を得ることでその任期を延長することができる。

(役員等の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 幹事長は、会務の執行を推進する。
4. 会計は、本会の会計を取り扱う。
5. 役員は、役員会の決定に基づき、会務を執行する。
6. 監査員は、本会の事業および会計を監査する。

(役員会)

第11条 前第7条の役員等をもって構成する。

2. 会長が必要と認めたときに開催する。
3. 審議にあたっては、当会則ならびに総会の決議にもとづき、会長の責任のもと会務の執行をする。

(総会)

第12条 前第6条の会員をもって構成する。

2. 総会は、原則として年1回、会長が召集し開催する。但し、緊急を要する議題等が生じたときは、この限りではない。
3. 総会は、会則の改廃、役員を選任、予算・決算、本会の事業その他の重要事項について決議する。

(決議)

第13条 総会および役員会の決議は、出席者の過半数をもって決する。

2. 可否が同数となったときは、議長の決するところとする。

(費用)

第14条 本会の運営に関する費用は、会費、寄付金その他の収入を持って充てる。

(会費)

第15条 本会の会費は、年額4,000円とする。

2. 納入のあった会費は、いかなる事由があろうとも返還には応じない。
3. 10月1日以降に入会した場合の初年度会費は半額とする。
4. 夫婦で会員となっている場合、配偶者の会費は半額とする。

(準会員)

第16条 前第6条の会員の基準に該当しない者を、本会準会員として入会を認める場合がある。

2. 準会員は、本会会員の推薦と役員会の承認により本会への入会を認める。
3. 準会員の会費は、年額2,000円とする。
4. 準会員は、役員就任および総会の決議に加わることはできない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。但し、本会発足

の初年度は、平成26年4月19日から、とする。

(会員の休会)

第18条 病気、転勤、その他やむを得ない事情がある場合には、本人の届け出により休会することが出来る。

2. 休会を希望する会員はその旨を幹事長宛に届けなければならない。

3. 休会中の本会の会費は、年額1,000円とする。

(会員および準会員の資格喪失)

第19条 会員および準会員の資格喪失事由は下記の通りとする。

死去、若しくは、会長に退会を申し出た場合

2. 本会の名誉を毀損、若しくは本会の主旨に反する行動をとった場合

3. 年会費を2年連続未納し、継続の意思が見られない場合

附則 この会則は、平成26年4月19日より施行する。

(一部改定) 平成27年4月18日

(一部改定) 平成28年4月23日

(一部改定) 平成29年4月15日

(一部改定) 平成30年4月21日

(一部改定) 2019年4月17日

(一部改定) 2020年5月1日

(一部改定) 2023年4月16日